許可番号　　般２３－３００５９０

許可年月日　　平成１８年１０月１日

一般労働者派遣事業許可証

氏名又は名称　　株式会社トライアンフ

住所　　愛知県名古屋市中区丸の内2-17-30

事業所の名称　　株式会社トライアンフ

事業所の所在地　　愛知県名古屋市中区丸の内2-17-30　ニューマルビル5F

有効期間　　平成 18年 10月 1日から

平成 21年 9月 30日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の許可を受けて一般労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

平成 18年 10月 1日

厚生労働大臣　柳澤 伯夫

平成 18 年 10 月 1 日

一般労働者派遣事業許可条件通知書

株式会社トライアンフ　殿

厚生労働大臣　柳澤　伯夫

平成 18 年 10 月 1 日付け許可番号 般 23-300590 の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に厚生労働大臣に対し異議申立てをすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から 6 か月以内（ただし、決定のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に提起することができる。

（許可条件）

① 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと。

② 派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行うものではないこと。

③ 一般労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合においても、「許可基準」の所定の要件を満たすこと（なお、一般労働者派遣事業を行う事業所数は、平成 18 年 10 月 1 日時点で 1 事業所までであること。）。

④ また、一般労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合にあっては、届出を行うに先立って、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に事業計画の概要、派遣元責任者となる予定の者等について説明を行うこと。

記

（①及び②の理由）

労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を考慮する必要があるため。

（③及び④の理由）

許可後に届出により新設される一般労働者派遣事業を行う事業所においても、適正な事業運営を確保する必要があるため。